

第93回 定時株主総会招集ご通知

日時

令和7年6月27日（金曜日）
午前10時

場所

東京都中央区勝どき四丁目6番2号
当社本社7階会議室

議案

<会社提案>

第1号議案

第2号議案

第3号議案

剰余金の処分の件
取締役(監査等委員である取締
役を除く)4名選任の件
監査等委員である取締役1名選
任の件

<株主提案>

第4号議案

取締役(監査等委員である取締
役及び社外取締役を除く。)に
対する譲渡制限付株式の割当
てのための報酬支給の件

第5号議案

剰余金の処分の件

株式会社 巴コーポレーション

証券コード：1921

証券コード 1921
令和7年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区勝どき四丁目6番2号
株式会社 バコーポレーション
取締役社長 深 沢 隆

第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセス頂き、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、株主の皆様におかれましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、令和7年6月26日（木曜日）午後5時までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和7年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区勝どき四丁目6番2号
当社本社7階会議室

3. 目的事項
報告事項 1. 第93期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第93期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

＜株主提案（第4号議案及び第5号議案）＞

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

第5号議案 剰余金の処分の件

当社取締役会といたしましては第4号議案及び第5号議案に反対しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト

【当社ウェブサイト】

<https://www.tomoe-corporation.co.jp/ir/agm.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



「銘柄名（会社名）」に「巴コーポレーション」または「コード」に当社証券コード「1921」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

【三井住友信託銀行ウェブサイト（株主総会ポータル®）】

<https://www.soukai-portal.net>

QRコードは
議決権行使書用紙に
ございます

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

本株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ・ 事業報告の「5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ・ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

〈株主様へのお願い〉

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取りやめさせて頂いております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

令和7年6月27日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和7年6月26日（木曜日）  
午後5時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和7年6月26日（木曜日）  
午後5時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

各議案の賛否をご表示ください。

### 【第1、3、4、5号議案】

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

### 【第2号議案】

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印

全員反対の場合：「否」の欄に○印

一部の候補者を反対する場合：

「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対する候補者の番号をご記入ください。

## ■ 議決権行使書用紙の記載例

記載例は、会社提案にすべて賛成・第4、5号議案の株主提案に反対の場合のものです。

| 会社提案  |                 |       |
|-------|-----------------|-------|
| 第1号議案 | 第2号（下の候補者を除く）議案 | 第3号議案 |
| 賛     | 賛               | 賛     |
| 否     | 否               | 否     |

第1号議案から第3号議案までは当社取締役会からご提案させていただく議案です。

| 株主提案  |       |
|-------|-------|
| 第4号議案 | 第5号議案 |
| 賛     | 賛     |
| 否     | 否     |

第4号議案及び第5号議案は一部の株主様からのご提案です。

**当社取締役会は、第4号議案及び第5号議案（株主提案）に反対しております。**  
**当社取締役会の意見にご賛同いただける場合、株主提案には「否」の欄に○印をご表示ください。**

インターネットと書面により、二重に議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いさせていただきます。また、インターネットによって複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いさせていただきます。

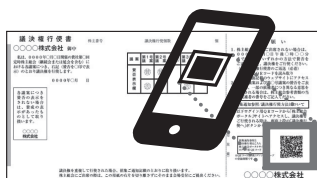
書面により議決権を行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合には、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取扱いさせていただきます。

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2025年6月26日(木) 午後5時まで

## スマートフォン等による議決権行使方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- ② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



- ③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 1・4・7・10月の第1月曜日0:00～5:00は、メンテナンスのためご利用いただけません。

## お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

**0120-652-031**

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

## 株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

### 第1号議案

### 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、長期的な観点から安定的配当に努め、経営基盤の充実と企業競争力の強化を図るべく内部留保の充実に留意し、業績及び将来の見通し等総合的な観点から利益還元を行うことを基本方針としております。

第93期の期末配当につきましては、当期の業績動向及び今後の事業環境を勘案し、また、持分法適用関連会社の連結子会社化等のグループ再編を記念して1株当たり8円の記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株当たり金24円  
配当総額は、885,525,768円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
令和7年6月30日

## 第2号議案

# 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名                                                 | 当社における地位       |    |
|-------|-----------------------------------------------------|----------------|----|
| 1     | <small>ふかさわ</small><br>深沢 <small>たかし</small><br>隆   | 代表取締役社長 社長執行役員 | 再任 |
| 2     | <small>かんざき</small><br>神崎 <small>けんじ</small><br>謙二  | 取締役 専務執行役員     | 再任 |
| 3     | <small>みき</small><br>三木 <small>やすひろ</small><br>康裕   | 取締役 専務執行役員     | 再任 |
| 4     | <small>にしはら</small><br>西原 <small>ひろあき</small><br>普明 | 常務執行役員         | 新任 |

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者

候補者番号

1

ふ か さ わ  
深沢

た か し  
隆

(昭和30年 2月26日生)

所有する当社の株式数…………… 109,200株  
在任年数…………… 18年  
取締役会出席状況…………… 11/11回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

|           |                                |            |                        |
|-----------|--------------------------------|------------|------------------------|
| 昭和52年 4 月 | 当社入社                           | 平成22年 6 月  | 当社副社長執行役員              |
| 平成14年 6 月 | 当社取締役、鉄構営業部門担当兼<br>鉄構営業第一部統括部長 | 平成23年 6 月  | 当社事業部門長兼営業統括           |
| 平成17年 7 月 | 当社執行役員、事業開発部兼鉄構<br>部門担当        | 平成24年 6 月  | 当社事業部門長                |
| 平成18年 1 月 | 当社常務執行役員                       | 平成25年 6 月  | 当社代表取締役（現任）            |
| 平成19年 6 月 | 当社取締役（現任）                      | 平成26年 6 月  | 当社取締役社長兼社長執行役員<br>（現任） |
| 平成20年 6 月 | 当社鉄構部門・事業開発部担当兼<br>事業開発部長      | 令和 3 年 4 月 | 当社事業部門総括（現任）           |
| 平成21年 6 月 | 当社専務執行役員、鉄構部門長、<br>事業開発部担当     |            |                        |

【重要な兼職の状況】

なし

取締役候補者とした理由

当社事業における豊富な知識と経験を活かし、さらなる事業の拡大に貢献するとともに、当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定、グループ全体の監督機能強化を期待できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

招集  
ご通知

株主  
総会参考書類

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

|       |      |     |               |                 |         |
|-------|------|-----|---------------|-----------------|---------|
| 候補者番号 |      |     |               |                 |         |
| 2     | かんざき | けんじ |               | 所有する当社の株式数…………… | 15,200株 |
|       | 神崎   | 謙二  | (昭和33年4月11日生) | 在任年数……………       | 4年      |
|       |      |     |               | 取締役会出席状況……………   | 11/11回  |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |  |  |  |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|
| 再任 | <p>【略歴、当社における地位及び担当】</p> <div> <div>昭和56年4月</div> <div>当社入社</div> <div>令和3年4月</div> <div>当社常務執行役員、建設部門長（現任）</div> </div> <div> <div>平成21年4月</div> <div>当社建設部門建設工事部副部長</div> <div>令和3年6月</div> <div>当社取締役（現任）</div> </div> <div> <div>平成27年7月</div> <div>当社事業部門建設工事部長</div> <div>令和4年4月</div> <div>当社専務執行役員（現任）</div> </div> <div> <div>平成30年4月</div> <div>当社執行役員</div> <div>令和5年4月</div> <div>当社工事総括</div> </div> <div> <div>令和2年4月</div> <div>当社上席執行役員、事業部門建設事業建設工事統括</div> </div> |  |  |  |  |
|    | <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>なし</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |  |  |
|    | <p>取締役候補者とした理由</p> <p>建設工事の責任者としての豊富な知識と経験を活かし、建設事業を担当する取締役として、客観的かつ長期的観点から業務執行を行い、さらなる企業価値向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |  |  |  |

|       |    |      |               |                 |        |
|-------|----|------|---------------|-----------------|--------|
| 候補者番号 |    |      |               |                 |        |
| 3     | みき | やすひろ |               | 所有する当社の株式数…………… | 7,100株 |
|       | 三木 | 康裕   | (昭和39年7月13日生) | 在任年数……………       | 6年     |
|       |    |      |               | 取締役会出席状況……………   | 11/11回 |

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |  |  |  |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|
| 再任 | <p>【略歴、当社における地位及び担当】</p> <div> <div>昭和62年4月</div> <div>株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行</div> <div>平成29年9月</div> <div>株式会社三井住友銀行監査部上席審査役</div> </div> <div> <div>平成21年4月</div> <div>同行東京中央法人営業第三部副部長</div> <div>平成31年4月</div> <div>当社入社、常務執行役員本社部門副部門長</div> </div> <div> <div>平成23年4月</div> <div>同行ストラクチャー審査部上席審査役</div> <div>令和元年6月</div> <div>当社取締役（現任）</div> </div> <div> <div>平成25年4月</div> <div>SMB Cキャピタル・マーケット会社（ニューヨーク）副社長</div> <div>令和2年6月</div> <div>当社本社部門長（現任）</div> </div> <div> <div>平成27年4月</div> <div>アジアSMB Cキャピタル・マーケット会社（香港）社長</div> <div>令和6年7月</div> <div>当社専務執行役員（現任）、不動産部門長（現任）、人材開発センター統括（現任）</div> </div> |  |  |  |  |
|    | <p>【重要な兼職の状況】</p> <p>株式会社泉興産代表取締役社長（令和7年6月就任予定）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |  |  |  |
|    | <p>取締役候補者とした理由</p> <p>金融機関での豊富な知見を有しており、客観的かつ長期的観点から業務執行を行い、さらなる企業価値向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |  |  |  |  |

候補者番号

4

にしはら ひろあき  
西原 普明

(昭和33年 1 月 4 日生)

所有する当社の株式数…………… 14,000株  
在任年数…………… 一年  
取締役会出席状況…………… 一回

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

|           |                      |            |                                |
|-----------|----------------------|------------|--------------------------------|
| 昭和57年 4 月 | 当社入社                 | 令和 元 年 6 月 | 当社取締役                          |
| 平成17年 8 月 | 当社小山工場生産管理部副部長       | 令和 2 年 4 月 | 当社鉄構事業副事業部長                    |
| 平成19年 4 月 | 当社小山工場製造部長           | 令和 3 年 4 月 | 当社鉄構部門長                        |
| 平成24年 3 月 | 当社小山工場副工場長           | 令和 4 年 4 月 | 当社事業開発部門長                      |
| 平成27年 6 月 | 当社執行役員               | 令和 6 年 4 月 | 当社鉄構部門長（現任）、工場生産統括             |
| 平成28年 4 月 | 当社上席執行役員、小山工場長       | 令和 6 年 6 月 | 株式会社東北巴コーポレーション<br>代表取締役社長（現任） |
| 平成30年 4 月 | 当社常務執行役員（現任）<br>工場統括 |            |                                |

【重要な兼職の状況】

株式会社東北巴コーポレーション代表取締役社長

取締役候補者とした理由

当社事業における豊富な知識と経験を活かし、鉄構部門を統括し、さらなる事業の拡大に貢献できるものと判断し、新任の取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.当社は、当社取締役及び「事業報告の1.(6)重要な子会社の状況」に記載の当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務の執行につき行った行為（不作為を含む）に基づいて、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用を補填することとされております。但し、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不法行為、詐欺行為又は法令、規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償につきましては補填されません。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、1 年毎に契約更新しております。

招集  
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

**第3号議案****監査等委員である取締役1名選任の件**

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役の近藤一樹氏が一身上の都合により辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、辞任される近藤一樹氏の監査等委員である取締役としての任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名 | 当社における地位 |
|-----|----------|
|-----|----------|

にしやま しげひろ  
**西山 誠弘**

**新任****社外****独立****新任**

新任取締役候補者

**社外**

社外取締役候補者

**独立**

証券取引所の定めに基づく独立役員

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

|          |                                  |          |                        |
|----------|----------------------------------|----------|------------------------|
| 昭和58年4月  | 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行         | 平成29年12月 | 三菱自動車工業株式会社国内営業本部本部長補佐 |
| 平成22年10月 | 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）立川支店長 | 令和元年12月  | 三菱自動車ファイナンス株式会社取締役副社長  |
| 平成24年12月 | 同行町田支店長                          | 令和3年4月   | 同社代表取締役社長（現任）          |
| 平成27年12月 | 同行渋谷支店長                          |          | （令和7年6月退任予定）           |

【重要な兼職の状況】

三菱自動車ファイナンス株式会社代表取締役社長（令和7年6月退任予定）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

これまでの豊富な経験をもとに、多角的な観点から職務を適切に遂行できると判断し、新任の監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 西山誠弘氏と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 西山誠弘氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 西山誠弘氏が取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。  
4. 当社は、当社取締役及び「事業報告の1.(6)重要な子会社の状況」に記載の当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務の執行につき行った行為（不作為を含む）に基づいて、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用を補填することとされております。但し、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不法行為、詐欺行為又は法令、規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償につきましては補填されません。西山誠弘氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、1年毎に契約更新しております。  
5. 西山誠弘氏につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

## 【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

| 氏名       | 当社における<br>地位（予定）  | 企業<br>経営 | 財務<br>会計 | コンプ<br>ライアンス | 安全<br>品質 環境 | 営業<br>戦略 | 生産・<br>施工技術 | 不動産 | 事業<br>開発 | 独立性 |
|----------|-------------------|----------|----------|--------------|-------------|----------|-------------|-----|----------|-----|
| 深 沢 隆    | 代表取締役社長<br>社長執行役員 | ●        | ●        | ●            | ●           | ●        | ●           | ●   | ●        |     |
| 神 崎 謙 二  | 取締役<br>専務執行役員     |          |          | ●            | ●           |          | ●           |     |          |     |
| 三 木 康 裕  | 取締役<br>専務執行役員     | ●        | ●        | ●            | ●           |          |             | ●   |          |     |
| 西 原 普 明  | 取締役<br>常務執行役員     |          |          | ●            | ●           |          | ●           |     | ●        |     |
| 堀 切 良 浩  | 取締役<br>(常勤監査等委員)  | ●        | ●        | ●            | ●           |          |             | ●   |          | ●   |
| 西 山 誠 弘  | 取締役<br>(常勤監査等委員)  | ●        | ●        | ●            | ●           |          |             | ●   |          | ●   |
| 五十嵐 規矩 夫 | 取締役<br>(監査等委員)    |          |          | ●            | ●           |          | ●           |     | ●        | ●   |

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、該当するすべての知見を表すものではありません。

＜株主提案（第4号議案及び第5号議案）＞

第4号議案及び第5号議案は、株主様（1名）からのご提案によるものであります。

なお、以下に記載の「議題」「議案の要領」及び「提案の理由」は、議題の号数並びに体裁等の形式的な調整を除き、提案株主様から提出された書面の内容を原文のまま記載しております。

#### 第4号議案

### 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

#### 1. 議案の要領

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において、年額300百万円以内とすることが承認されているが、今般、当社の取締役（監査等委員及び社外取締役である取締役を除く）に対し、上記報酬枠とは別枠で、新たに年額300百万円以内、付与株式数の上限251,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。また、当社と各取締役との間で、株式の割当てを受けた日から3年間、当該株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないことを含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものとする。具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、株主価値創造の土台となるROE水準及び株主が得る総合的なリターンを示すTSRを含む業績連動型のインセンティブ制度として設計し、各年において支給される報酬総額に占める株式報酬の比率が50%以上となるように設計するものとする。

#### 2. 提案の理由

当社は現在譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておりません。また、92期有価証券報告書によると、当社の執行取締役4名の株式の持分の合計は時価で1.8億円（2025年3月31日の終値を元に試算）、時価総額の0.4%と極めて低く、また、深沢社長の持分1.3億円に対し、深沢社長を除く執行取締役3名の一人当たり平均持分は1.7千万円と、ほぼ所有ゼロに近い水準です。当社のPBRが過去10年間1倍以下で推移していることから、経営陣と株主のベクトルが一致しているとは考えられず、経営陣に持続的な企業価値向上を図るインセンティブが必要であると考えます。尚、取締役のみならず、企業価値向上のために汗をかいた従業員の方々にも是非その恩恵を受けて頂きたいと考えているため、本議案の承認が得られた場合、当社の執行役員及び従業員に対しても、同様の株式報酬制度を導入頂きたいと考えます。

## 【第4号議案に対する当社取締役会の意見】

### 当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

#### ・反対の理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。別段の記載がない限り、以下同じです。）の報酬は、経営の透明性の向上や中長期的な成長に資することを目的とし、取締役会において報酬案の基本方針を決定しています。

当社の取締役の報酬は月例の基本報酬並びに6月及び12月に支給する賞与で構成されており、共に全額が固定報酬となっていますが、月例報酬については業務内容及び能力、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら総合的に勘案した上で決定しており、賞与については月例報酬の決定方法に加え、従業員の賞与額を参考に配分を決定しています。

上述のとおり、当社の取締役の報酬制度は、個々の取締役の実際の職務執行の実態や業績数値に反映されない貢献度も斟酌した上で様々な観点を総合的に勘案して決定しており、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の報酬総額は6名で139百万円となっています。

一方、本議案は、譲渡制限付株式の割当てのための金銭報酬債権を付与するため、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）に対する報酬額を、現在の報酬年額とは別に、各年において支給される報酬総額に占める比率が50%以上となるように設計することを前提に、年額300百万円以内、付与株式数の上限251,000株と設定することを内容とするものです。

しかしながら、本議案が可決された場合、現在の報酬年額と同額の報酬枠が株式報酬にも設定されることになり、また、実際に株式報酬の比率が報酬総額の50%以上となるように設計する場合には、取締役の報酬構成が過度に株式報酬に傾斜したものとなり、バランスを著しく欠く報酬体系になると考えます。

したがって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

なお、当社取締役会は、本議案に反対いたしますが、本議案の内容を真摯に受け止めるとともに、今後も引き続き報酬構成のバランスや水準等だけでなく、取締役の当社株式の保有株式数に対する考え方も含め、企業価値向上に資する報酬制度の在り方について検討を進めてまいります。

## 剰余金の処分の件

## 1. 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金処分の件を提案する場合には、同議案とは独立して追加で提案するものである。なお、当社は、次期定時株主総会（第94回定時株主総会）以降も、下記イで定まる1株当たり配当額以上の配当額を維持することを目標とする。

## ア. 配当財産の種類

金銭

## イ. 1株当たり配当額

第93期末における1株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（以下「本指針」という。）に従い算定した数値（ただし、本指針第35項の規定にかかわらず、本指針第34項にいう普通株式に係る期末の純資産額は、貸借対照表の純資産の部の合計額から非支配株主持分を控除しないものとして計算する。）をいう。）の金額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）に0.10を乗じた金額（以下「DOE10%相当額」という。）から、本定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した当社普通株式1株当たりの剰余金配当金額（以下「会社配当金額」という。）があれば当該金額を控除した金額（会社配当金額がない場合には、DOE10%相当額）

## ウ. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2025年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

## エ. 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

## 2. 提案の理由

当社が2024年11月に公表した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」では、PBR分母の純資産（＝自己資本）が株価以上の上昇傾向にあることから、株価アップに向けた対策が大きな課題であるとの当社の認識を示されているところ、私どもも同様の課題を認識しております。2023年5月に公表された中期経営計画のROE目標10%に対し、2024/3期のROE実績は5.4%であることに加え、2024年12月末時点で投資有価証券を363億円（純資産の約47%）保有していることや、関連会社の連結子会社化に伴う特別利益の計上によって、過剰に純資産が積み上がっております。ROEの改善には、踏み込んだ資本政策による意図的な純資産の圧縮が必要となることから、純資産配当率（DOE）10%（2024年12月末時点で1株当たり配当金211円）以上かつ累進配当を株主還元方針として頂きたく存じます。

## 【第5号議案に対する当社取締役会の意見】

### 当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

#### ・反対の理由

当社は株主の皆様への利益配分を経営の重要課題の一つとして認識しており、長期的な観点から安定的配当に努め、経営基盤の充実と企業競争力の強化を図るべく持続的な成長のための投資と必要な投資資金を確保することにも留意し、業績及び将来の見通し等総合的な観点から利益還元を行うことを基本方針としています。

このような基本方針のもと、直近3年間の1株当たり配当金は、令和4年3月期12円、令和5年3月期14円、令和6年3月期16円と増配を続け、令和7年3月期については前期比8円増の24円と更なる増配を予定しており、利益還元の強化を着実に進めています。また、令和8年3月期の親会社株主に帰属する当期純利益は減益予想ではありますが、1株当たりの配当金額は令和7年3月期の24円を維持し、配当性向は42.2%となる見込みです。当社は、これらの配当金額はいずれも業績及び将来の見通し等の総合的な観点を考慮して決定されたものであり、適切であると判断しています。加えて、近時の資本市場の情勢を考慮し、株主還元策の一環として令和7年2月14日には取得株式総数3,600,000株（発行済株式総数（自己株式を除きます。）に対する割合8.9%）、取得価額総額4,334,400,000円となる自己株式の取得も実施しており、令和7年3月期における総還元性向は35.2%（会計上の特別利益除きでの総還元性向は165.4%）となっています。当社としては、今後も経営環境の変化に柔軟に対応しつつ、株主還元策の強化を推進していくことを検討してまいります。

提案理由の中で言及されている政策保有株式につきましては、取引先との関係を強化することが、より安定した企業経営に資するとの認識のもと、当該保有が当社の安定した企業経営に資すると判断した場合には政策保有株式を保有してきました。他方で、当社は、政策保有株式について中長期的な経済合理性や保有先との関係性を検証することにより保有リスクの最小化に努め、受取配当金及び事業取引利益といった保有便益を勘案し、取締役会において定期的又は適時に保有の適否を見直し、政策保有株式が当社の中長期的な企業価値向上に資しないと判断した場合は、株式市場の状況なども考慮して売却しています。今後も引き続き保有の適否の見直しを行い、適宜適切なタイミングでの縮減を図ってまいります。

当社は令和5年度からの5年間でグループ保有力の有効活用を推進するとともに、事業基盤の強化、周辺領域の拡大を図る5年と位置づけ、令和5年5月15日に公表した第3期中期経営計画『TOMOE BUILD up 5』をスタートさせており、令和6年3月25日付「持分法適用関連会社の株式追加取得（連結子会社化）に関するお知らせ」で公表しているとおり、令和6年7月には持分法適用会社である株式会社巴技研、株式会社泉興産を連結子会社化し、経営の近代化、グループ経営資源の有効活用を目的とした大変革を実施しています。資材価格の高止まりや労働力不足等、建設業を取り

巻く環境は不透明な状況にあり、高付加価値、高利益率を死守すべく、鉄構建設事業においては老朽化対策も含めた工場設備投資や事業の再構築を図り、不動産事業においては保有不動産の有効活用、優良新規案件への投資を行っていく必要があります。

そのため、当社としましては、持続的な成長のためのこれら不動産事業を含む将来の事業投資及び投資資金の確保、株主の皆様への利益配分の最適なバランスを追及することこそが、中長期的な視点で真に株主の皆様の利益に貢献するために重要であると考えています。

一方、本議案は、DOE（純資産配当率）10％に相当する額の継続的な配当を求めています。これは、当社の令和7年3月期末の1株当たり純資産額1,977円（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値（ただし、本指針第35項の規定にかかわらず、本指針第34項にいう普通株式に係る期末の純資産額は、貸借対照表の純資産の部の合計額から非支配株主持分を控除しないものとして計算））を基礎とすると、1株当たり197円となり、当社が適切と考える配当額を大幅に上回ります。このような配当を継続することは、将来の事業投資及び投資資金の確保、株主の皆様への利益配分のバランスを失するものであり、当社の基本方針である長期的な安定配当の維持にそぐわず、結果として当社の中長期的な企業価値向上、株主共同の利益の向上の機会を奪うことに繋がりがねないと考えます。

したがって、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以 上

# 事業報告

（令和6年4月1日から  
令和7年3月31日まで）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の一部に足踏みが残るものの、雇用情勢の改善や設備投資の持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復基調で推移しております。しかしながら、物価上昇の継続や米国の政策動向による影響が景気の下振れリスクとなっており、今後の動向に十分注意する必要があります。

当業界におきましては、民間設備投資は持ち直しの動きが見られ、公共投資については底堅く推移しているものの、資材価格の高止まり、労働力不足が続いており、先行きが不透明な状態が続いております。

このような情勢下におきまして、当社グループは懸命な事業活動を展開いたしました結果、当連結会計年度の受注高は、前期を5%下回る275億2千3百万円、売上高につきましては前期を4%上回る346億7千万円となりました。

売上高の構成は、鉄構建設事業が前期を若干上回る314億3百万円、不動産事業は前期を45%上回る32億6千7百万円となり、構成比は鉄構建設事業91%、不動産事業9%であります。

次期への繰越高は前期を10%下回る289億9千9百万円となりました。

利益につきましては、営業利益は39億3千2百万円、経常利益は47億1千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は148億4千9百万円となりました。

受注工事の主なものは、埼玉県屋内50m水泳場整備運営事業（埼玉県）、北海道新幹線駅舎（躯体）（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構）、工第繕7507号運動公園野球場等再整備事業建築工事（茨城県日立市）、JTCCM中央試験所第三期施設機器整備事業プロジェクト（一般財団法人建材試験センター）、（仮称）日本電子宮沢サイト新設工事（日本電子株式会社）などであります。

なお、完成工事の主なものは、R4圏央道三坂新田高架橋上部その1工事（国土交通省関東地方整備局）、仙台港バイオマスパワー発電所建設プロジェクト木質パレットサイロ設備工事（仙台港バイオマスパワー合同会社）、2025年大阪・関西万博パソナグループパビリオン建築工事（株式会社パソナグループ）、令和4年度横浜港本牧地区岸壁（-16m）（改良）他改良工事（東亜建設工業株式会社）、河内変電所66KV母線鉄構他（東京電力パワーグリッド株式会社）、ロジスティードケミカル株式会社関西物流センター京都亀岡（ロジスティードケミカル株式会社）、つくば北サイトオープンサイト再構築工事（国立研究開発法人産業技術総合研究所）などであります。

### 当連結会計年度の企業集団の受注高・売上高・繰越高

（単位：百万円）

| 区 分         | 前 期 繰 越 高 | 当 期 受 注 高 | 当 期 売 上 高 | 次 期 繰 越 高 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 鉄 構 建 設 事 業 | 32,129    | 27,523    | 31,403    | 28,999    |
| 不 動 産 事 業   | －         | 3,267     | 3,267     | －         |
| 合 計         | 32,129    | 30,790    | 34,670    | 28,999    |

- （注） 1.不動産事業の当期受注高は、便宜上、その売上高を記載しております。  
 2.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度におきましては、連結の範囲の変更による連結子会社の資産の時価評価の増加を除き、塗装工場の建設費等で25億5千3百万円の設備投資を実施いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、株式会社巴技研の発行済株式取得及び自己株式取得のため、長期借入金70億7千5百万円を調達いたしました。

## (4) 対処すべき課題

当社は、令和5年度からの5年をグループ保有力の有効活用を推進するとともに、事業基盤の強化、周辺領域の拡大を図る5年と位置づけ、第3期中期経営計画『TOMOE BUILD up 5』をスタートさせております。当連結会計年度におきましては、経営の近代化、グループ経営資源の有効活用を目的とし、持分法適用関連会社であった株式会社巴技研、株式会社泉興産を連結子会社化いたしました。また、北関東エリアに強みを持つ令和建設株式会社の全株式を取得し、新たに連結子会社に加えております。

建設業を取り巻く環境は、建設諸資材の高騰や人手不足等、厳しくかつ不透明な状況にありますが、「技術立社」「ニッチ志向」「付加価値を付け、収益重視」を企業方針とする当社としましては、根幹である「高付加価値、高営業利益率」を守りつつ、グループ一体となり、さらなる企業価値の向上を目指してまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後ともご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

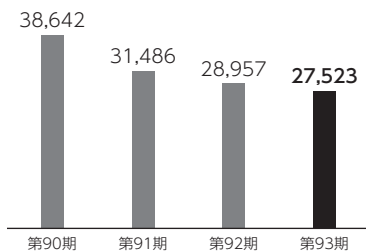
企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                 | 第 90 期<br>(3.4～4.3) | 第 91 期<br>(4.4～5.3) | 第 92 期<br>(5.4～6.3) | 第 93 期<br>(6.4～7.3) |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 受 注 高               | 38,642百万円           | 31,486百万円           | 28,957百万円           | 27,523百万円           |
| 売 上 高               | 25,301百万円           | 35,982百万円           | 33,342百万円           | 34,670百万円           |
| 営 業 利 益             | 3,497百万円            | 3,782百万円            | 3,178百万円            | 3,932百万円            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 | 2,756百万円            | 3,175百万円            | 2,782百万円            | 14,849百万円           |
| 1株当たり当期純利益          | 69円64銭              | 80円20銭              | 69円32銭              | 372円25銭             |
| 総 資 産               | 51,635百万円           | 56,567百万円           | 76,310百万円           | 116,489百万円          |

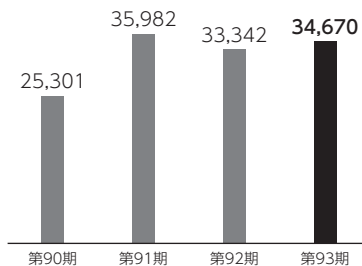
(注) 1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2.上記受注高には、「事業報告の1. (1)事業の経過及びその成果」において便宜上記載した不動産事業の受注高を含めておりません。

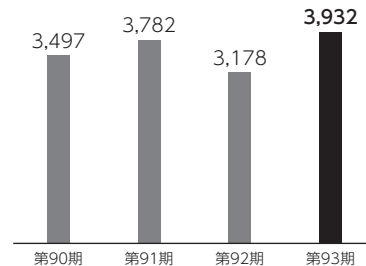
■ 受注高 (単位：百万円)



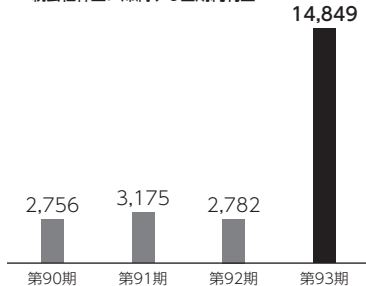
■ 売上高 (単位：百万円)



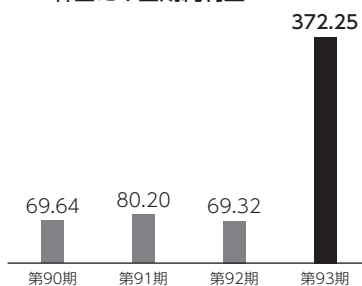
■ 営業利益 (単位：百万円)



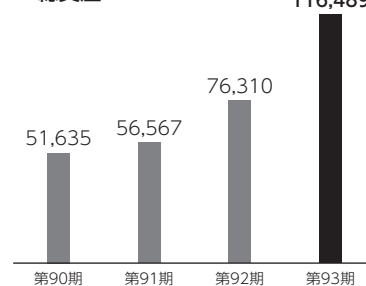
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産 (単位：百万円)



## (6) 重要な子会社の状況

| 会 社 名          | 資 本 金  | 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                |
|----------------|--------|---------|------------------------------|
| (株)札幌巴コーポレーション | 50百万円  | 87.5%   | 鋼構造物の製作、施工                   |
| (株)東北巴コーポレーション | 80百万円  | 70.0%   | 鋼構造物の製作、施工                   |
| (株)巴技研         | 100百万円 | 72.0%   | 格納庫扉開閉装置、免振デバイス、試験装置の設計・製造など |
| (株)泉興産         | 360百万円 | 23.8%   | 不動産賃貸業                       |
| 令和建設(株)        | 50百万円  | 100.0%  | 一般土木建築工事業                    |

(注) 1.当社は、令和6年7月1日に、持分法適用関連会社であった(株)巴技研の株式を追加取得し、同社及び持分法適用関連会社であった(株)泉興産を連結子会社としております。

2.当社は、令和6年7月2日に、令和建設(株)の全株式を取得し、同社を連結子会社としております。なお、みなし取得日は令和6年9月30日であります。

## (7) 主要な事業内容（令和7年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社5社で構成されており、建設業法による特定建設業者（特一2第4607号）として国土交通大臣の許可と、宅地建物取引業法による宅地建物取引業者（4）第87727号として東京都知事の免許を受けて、次の事業を行っております。

鉄 構 建 設 事 業……………立体構造物・橋梁・鉄骨・鉄塔の設計、製作、施工並びに総合建設工事の企画、設計、施工

不 動 産 事 業……………不動産の売買、管理及び賃貸借並びにこれらの仲介

## (8) 主要な営業所及び工場（令和7年3月31日現在）

### ① 当社

|     |                     |
|-----|---------------------|
| 本 社 | 東京都中央区勝どき四丁目6番2号    |
| 支 店 | 東 京 支 店 （東京都中央区）    |
|     | 札 幌 支 店 （北海道札幌市）    |
|     | 東 北 支 店 （宮城県仙台市）    |
|     | 西東北建設支店 （秋田県にかほ市）   |
|     | 宇 都 宮 支 店 （栃木県宇都宮市） |
|     | 名 古 屋 支 店 （愛知県名古屋市） |
|     | 大 阪 支 店 （大阪府大阪市）    |
|     | 九 州 支 店 （福岡県福岡市）    |

|   |   |   |   |   |   |                     |
|---|---|---|---|---|---|---------------------|
| 工 | 場 | 小 | 山 | 工 | 場 | ( 栃 木 県 小 山 市 )     |
|   |   | 札 | 幌 | 工 | 場 | ( 北 海 道 北 広 島 市 )   |
|   |   | 十 | 和 | 田 | 工 | 場 ( 青 森 県 十 和 田 市 ) |

② 子会社

|       |   |    |   |    |   |     |   |                   |
|-------|---|----|---|----|---|-----|---|-------------------|
| (株)札幌 | バ | コー | ポ | レー | シ | ョ   | ン | ( 北 海 道 札 幌 市 )   |
| (株)東北 | バ | コー | ポ | レー | シ | ョ   | ン | ( 青 森 県 十 和 田 市 ) |
| (株)   | 巴 |    | 技 |    | 研 |     |   | ( 東 京 都 中 央 区 )   |
| (株)   | 泉 |    | 興 |    | 産 |     |   | ( 東 京 都 中 央 区 )   |
| 令     | 和 |    | 建 |    | 設 | (株) |   | ( 茨 城 県 守 谷 市 )   |

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

### (9) 従業員の状況（令和7年3月31日現在）

#### ① 企業集団の従業員の状況

| 区 分         | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|-------------|---------|-------------|
| 鉄 構 建 設 事 業 | 477名    | 57名増        |
| 不 動 産 事 業   | 10名     | 9名増         |
| 全 社 （ 共 通 ） | 44名     | 1名減         |
| 合 計         | 531名    | 65名増        |

（注）従業員数が前連結会計年度末と比べて65名増加した主な要因は、令和6年7月に(株)巴技研、(株)泉興産、令和建設(株)の3社を連結子会社化したためであります。

#### ② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 399名    | 12名増        | 41.3歳   | 13.7年       |

### (10) 主要な借入先の状況（令和7年3月31日現在）

| 借 入 先                 | 借 入 額    |
|-----------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行   | 8,358百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 4,229百万円 |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 4,229百万円 |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 140,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 40,763,046株（うち自己株式3,866,139株）  
 (3) 株 主 数 3,864名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                         | 持 株 数 （千株） | 持 株 比 率 （ % ） |
|-------------------------------|------------|---------------|
| 公 益 財 団 法 人 野 澤 一 郎 育 英 会     | 2,420      | 6.5           |
| 株 式 会 社 野 澤                   | 2,038      | 5.5           |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行           | 2,023      | 5.4           |
| 住 友 不 動 産 株 式 会 社             | 1,978      | 5.3           |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行         | 1,758      | 4.7           |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行             | 1,757      | 4.7           |
| 立 花 証 券 株 式 会 社               | 1,221      | 3.3           |
| 株 式 会 社 ナ ガ ワ                 | 1,121      | 3.0           |
| 前 田 建 設 工 業 株 式 会 社           | 1,100      | 2.9           |
| 株 式 会 社 泉 創 建 エ ン ジ ニ ア リ ン グ | 979        | 2.6           |

- (注) 1.当社は自己株式を（3,866,139株）保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 3.持株数の千株未満は、切り捨てて表示しております。  
 4.持株比率は、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、令和7年2月13日開催の取締役会において、経営環境の変化に対応した資本効率の向上を図ることを目的とし、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得することを決議し、以下のとおり実施いたしました。

- ① 取得対象株式の種類 当社普通株式  
 ② 取得した株式の総数 3,600,000株  
 ③ 株式の取得価額の総額 4,334,400,000円  
 ④ 取得日 令和7年2月14日  
 ⑤ 取得方法 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（令和7年3月31日現在）

| 地 位                                   | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|---------------------------------------|---------|-------------------------|
| 代 表 取 締 役<br>取 締 役 社 長<br>社 長 執 行 役 員 | 深 沢 隆   | 事業部門総括                  |
| 代 表 取 締 役<br>副 社 長 執 行 役 員            | 高 本 敏 行 | 鉄構部門総覧                  |
| 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員                  | 神 崎 謙 二 | 建設部門長、工事総括              |
| 取 締 役<br>専 務 執 行 役 員                  | 三 木 康 裕 | 本社部門長、不動産部門長、人材開発センター統括 |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)                    | 堀 切 良 浩 |                         |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)                    | 近 藤 一 樹 |                         |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 )                | 五十嵐規矩夫  | 国立大学法人東京科学大学環境・社会理工学院教授 |

- (注) 1.取締役（監査等委員）堀切良浩、近藤一樹、五十嵐規矩夫の各氏は社外取締役であります。
- 2.取締役（常勤監査等委員）堀切良浩氏は、長年金融機関に在籍し、また事業会社の企画・経理担当取締役としての経験があり、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
- 3.取締役（常勤監査等委員）近藤一樹氏は、長年の金融機関及び事業会社勤務の経験から、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。
- 4.取締役（監査等委員）五十嵐規矩夫は、長年、東京科学大学にて研究職に従事しており、当社が得意とする構造設計に関する相当の知見を有しております。
- 5.社内の情報収集及び監査等の環境の整備を行うことにより、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、堀切良浩氏及び近藤一樹氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- 6.社外取締役（監査等委員）堀切良浩、近藤一樹、五十嵐規矩夫の各氏は、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 7.当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

- 8.当社は、当社取締役及び「事業報告の1.(6)重要な子会社の状況」に記載の当社子会社の取締役及び監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務の執行につき行った行為（不作為を含む）に基づいて、保険期間中に損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上負担すべき損害賠償金及び訴訟費用を補填することとされております。但し、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為、不法行為、詐欺行為又は法令、規則に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償につきましては補填されません。また、当該保険契約は、1年毎に契約更新しております。

9.当事業年度に退任した取締役

| 氏 名       | 退 任 日     | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|-----------|------|---------------------|
| 元 結 正 次 郎 | 令和6年6月27日 | 任期満了 | 取締役（監査等委員）          |

## (2) 取締役の報酬等

### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月12日開催の取締役会において取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別の報酬等の決定方針を決議しております。

当事業年度に係る取締役の個人別報酬について、当該決定方針に基づき、基本報酬については、株主総会で決議された報酬の総額の範囲内において、業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、賞与については、株主総会で決議された報酬の総額の範囲内において、連結当期純利益等を参考に、各取締役の当期の業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮した上で、取締役会から委任を受けた代表取締役社長である深沢隆が決定しております。

なお、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員である取締役がその妥当性等について確認していることから、取締役会としては、その内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 報酬決定の方法

当社取締役の報酬は、取締役（監査等委員であるものを除く）と監査等委員である取締役を区分し、株主総会の決議によってその報酬枠を定め、取締役（監査等委員であるものを除く）については監査等委員である取締役の意見を聞いたうえで、取締役会の決議により報酬案の基本方針を決定する。代表取締役社長である深沢隆は各取締役の基本報酬の額及び、賞与の評価配分の決定の委任を受けるものとし、取締役会にて決議された報酬案の基本方針に基づき、決定する。

#### 2. 報酬決定の基本方針

##### a 各取締役に共通する事項

当社取締役の報酬は月例の基本報酬及び6月、12月の賞与であり、共に全額固定報酬とする。月例報酬については業務内容及び能力、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案した上で報酬水準を決定する。賞与については月例報酬の決定方法に加え、従業員の賞与額を参考に配分を決定する。

##### b 代表取締役

基本報酬については、当社全体の前年度予算の達成度及び当期業績への貢献度や職務遂行の評価、中期経営計画の達成状況を考慮し、決定する。賞与については連結当期純利益等を参考に、当社全体の当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。

### c 事業部門担当取締役

#### ・鉄構部門担当取締役

基本報酬については、鉄構部門前年度予算の達成度及び当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。賞与については、連結当期純利益等を参考に、鉄構部門の当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。

#### ・建設部門担当取締役

基本報酬については、建設部門前年度予算の達成度及び当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。賞与については、連結当期純利益等を参考に、建設部門の当期業績への貢献度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。

#### ・管理部門担当取締役

基本報酬については、事業部門担当取締役の報酬を参考に当社全体の予算の達成度や職務遂行の評価を考慮し、決定する。賞与については、事業部門担当取締役の報酬を参考に職務遂行の評価を考慮し、決定する。

### 3. 報酬に関する株主総会の決議

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及びその内容は、取締役（監査等委員であるものを除く）と監査等委員である取締役を区分し、それぞれ総枠を取締役（監査等委員であるものを除く）は年額300百万円以内、監査等委員である取締役は年額100百万円以内として、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において決議している。

### ②当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別総額（百万円） |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|----------------------------|-----------------|----------------|-------------|------------|-----------------------|
|                            |                 | 基本報酬           | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 134<br>(-)      | 134<br>(-)     | —<br>(-)    | —<br>(-)   | 4<br>(-)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 33<br>(33)      | 33<br>(33)     | —<br>(-)    | —<br>(-)   | 4<br>(4)              |
| 合 計<br>（うち社外取締役）           | 168<br>(33)     | 168<br>(33)    | —<br>(-)    | —<br>(-)   | 8<br>(4)              |

- (注) 1.上記には、令和6年6月27日開催の第92回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。
- 2.取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名です。
- 3.取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月29日開催の第84回定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。
- 4.取締役会は、代表取締役社長である深沢隆に対し各取締役の基本報酬の額及び賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員である取締役がその妥当性等について確認いたしました。

③社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

### (3) 社外取締役に関する事項

#### ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）五十嵐規矩夫氏は、国立大学法人東京科学大学の教授であります。国立大学法人東京科学大学と当社との間には特別な利害関係はありません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

|                         | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（常勤監査等委員）<br>堀 切 良 浩 | 当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。社外取締役就任以降、金融機関及び事業会社での豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。<br>監査等委員会においては、監査結果についての意見交換等、委員長として大局的かつ専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。また、取締役会においては、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。 |
| 取締役（常勤監査等委員）<br>近 藤 一 樹 | 当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回、監査等委員会15回のうち15回に出席いたしました。社外取締役就任以降、金融機関及び事業会社での豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。<br>取締役会及び監査等委員会においては、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。                                                                   |
| 取締役（監査等委員）<br>五十嵐規矩夫    | 令和6年6月27日に就任以降、取締役会8回のうち7回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。社外取締役就任以降、特に、長年にわたる東京科学大学での研究の経験を活かした構造設計の専門的な立場による多角的な観点から、監督、助言等を行うなど、当社経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。<br>取締役会及び監査等委員会においては、議案・審議等に必要な助言・発言等を行っております。                           |

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(注) 当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人は、令和6年6月27日開催の第92回定時株主総会終結のときをもって退任いたしました。

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                       | 支 払 額 |
|---------------------------------------|-------|
| 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 71百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額   | 71百万円 |

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社監査等委員会は、仰星監査法人の報酬について、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

# 連結貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |             | 負 債 の 部         |             |
|-----------|-------------|-----------------|-------------|
| 流 動 資 産   | 30,737,134  | 流 動 負 債         | 15,472,579  |
| 現金預金      | 11,132,287  | 支払手形・工事未払金等     | 2,904,887   |
| 受取手形      | 54,401      | 短期借入金           | 8,747,972   |
| 電子記録債権    | 600,874     | 未払法人税等          | 1,343,003   |
| 完成工事未収入金等 | 8,689,728   | 契約負債            | 671,111     |
| 契約資産      | 6,833,457   | 完成工事補償引当金       | 29,987      |
| 未成工事支出金   | 885,079     | 賞与引当金           | 759,611     |
| 材料貯蔵品     | 139,107     | 工事損失引当金         | 20,000      |
| 販売用不動産    | 2,028,734   | その他             | 996,005     |
| その他       | 407,152     | 固 定 負 債         | 28,054,164  |
| 貸倒引当金     | △33,688     | 長期借入金           | 9,111,500   |
| 固 定 資 産   | 85,752,502  | 繰延税金負債          | 16,699,845  |
| 有形固定資産    | 48,330,453  | 役員退職慰労引当金       | 123,838     |
| 建物・構築物    | 31,209,416  | 退職給付に係る負債       | 255,479     |
| 機械・運搬具    | 1,049,316   | その他             | 1,863,500   |
| 工具器具備品    | 172,613     | 負 債 合 計         | 43,526,744  |
| 土地        | 15,589,645  | 純 資 産 の 部       |             |
| リース資産     | 270,311     | 株 主 資 本         | 49,264,435  |
| 建設仮勘定     | 39,148      | 資 本 金           | 3,000,012   |
| 無形固定資産    | 1,151,997   | 資本剰余金           | 1,903,126   |
| のれん       | 1,032,047   | 利益剰余金           | 48,806,090  |
| その他       | 119,949     | 自己株式            | △4,444,794  |
| 投資その他の資産  | 36,270,052  | その他の包括利益累計額     | 13,108,798  |
| 投資有価証券    | 35,767,825  | その他有価証券評価差額金    | 12,914,145  |
| 繰延税金資産    | 64,442      | 退職給付に係る調整累計額    | 194,653     |
| その他       | 437,788     | 非 支 配 株 主 持 分   | 10,589,659  |
| 貸倒引当金     | △3          | 純 資 産 合 計       | 72,962,893  |
| 資 産 合 計   | 116,489,637 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 116,489,637 |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結損益計算書

(令和6年4月1日から)  
(令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金          | 額          |
|-----------------|------------|------------|
| 売上高             |            | 34,670,847 |
| 完成工事高           | 31,403,612 |            |
| 不動産事業売上高        | 3,267,235  |            |
| 売上原価            |            | 28,027,072 |
| 完成工事原価          | 26,194,800 |            |
| 不動産事業売上原価       | 1,832,272  |            |
| 売上総利益           |            | 6,643,775  |
| 完成工事総利益         | 5,208,812  |            |
| 不動産事業総利益        | 1,434,963  |            |
| 販売費及び一般管理費      |            | 2,711,315  |
| 営業利益            |            | 3,932,459  |
| 営業外収益           |            | 939,818    |
| 受取利息配当金         | 894,154    |            |
| 持分法による投資利益      | 21,661     |            |
| その他の            | 24,002     |            |
| 営業外費用           |            | 155,457    |
| 支払利息            | 147,792    |            |
| その他の            | 7,664      |            |
| 経常利益            |            | 4,716,820  |
| 特別利益            |            | 12,513,615 |
| 投資有価証券売却益       | 820,023    |            |
| 段階取得に係る差益       | 6,446,581  |            |
| 負ののれん発生益        | 5,247,009  |            |
| 特別損失            |            | 464,929    |
| 固定資産除却損         | 33,549     |            |
| 減損損失            | 275,818    |            |
| 環境対策費           | 155,561    |            |
| 税金等調整前当期純利益     |            | 16,765,505 |
| 法人税、住民税及び事業税    |            | 1,971,076  |
| 法人税等調整額         |            | 19,381     |
| 当期純利益           |            | 14,775,047 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |            | △74,557    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |            | 14,849,605 |

# 貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

招集  
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

| 資 産 の 部           |            | 負 債 の 部                 |            |
|-------------------|------------|-------------------------|------------|
| 流 動 資 産           | 25,619,140 | 流 動 負 債                 | 13,662,544 |
| 現 金 預 金           | 7,515,634  | 工 事 未 払 金               | 2,870,322  |
| 受 取 手 形           | 46,932     | 短 期 借 入 金               | 8,345,500  |
| 電 子 記 録 債 権       | 600,236    | 未 払 金                   | 283,494    |
| 完 成 工 事 未 収 入 金   | 7,838,871  | 未 払 法 人 税 等             | 848,387    |
| 不 動 産 事 業 未 収 入 金 | 23,223     | 契 約 負 債                 | 369,206    |
| 契 約 資 産           | 6,586,448  | 完 成 工 事 補 償 引 当 金       | 26,907     |
| 未 成 工 事 支 出 金     | 749,251    | 賞 与 引 当 金               | 650,000    |
| 材 料 貯 蔵 品         | 17,611     | 工 事 損 失 引 当 金           | 12,000     |
| 販 売 用 不 動 産       | 1,782,145  | そ の 他                   | 256,726    |
| そ の 他             | 489,883    | 固 定 負 債                 | 17,064,399 |
| 貸 倒 引 当 金         | △31,097    | 長 期 借 入 金               | 8,955,500  |
| 固 定 資 産           | 53,306,937 | 長 期 預 り 敷 金 保 証 金       | 1,352,665  |
| 有 形 固 定 資 産       | 14,631,575 | 繰 延 税 金 負 債             | 6,319,607  |
| 建 構 物             | 8,546,682  | 退 職 給 付 引 当 金           | 302,013    |
| 機 械 装 置           | 277,837    | そ の 他                   | 134,612    |
| 車 両 運 搬 具         | 549,436    | 負 債 合 計                 | 30,726,943 |
| 工 具 器 具 備 品       | 8,097      | 純 資 産 の 部               |            |
| 土 地               | 140,137    | 株 主 資 本                 | 35,305,664 |
| リ ー ス 資 産         | 5,059,122  | 資 本 金                   | 3,000,012  |
| 建 設 仮 勘 定         | 45,132     | 資 本 剰 余 金               | 1,658,242  |
| 無 形 固 定 資 産       | 5,128      | 資 本 準 備 金               | 1,658,242  |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 111,980    | 利 益 剰 余 金               | 35,092,203 |
| そ の 他             | 91,238     | 利 益 準 備 金               | 750,003    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 20,741     | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 34,342,200 |
| 投 資 有 価 証 券       | 38,563,381 | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 2,238,745  |
| 関 係 会 社 株 式       | 32,140,546 | 別 途 積 立 金               | 7,700,000  |
| 長 期 営 業 外 未 収 入 金 | 5,005,651  | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 24,403,455 |
| そ の 他             | 22,000     | 自 己 株 式                 | △4,444,795 |
| 貸 倒 引 当 金         | 1,397,516  | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 12,893,469 |
|                   | △2,332     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 12,893,469 |
| 資 産 合 計           | 78,926,078 | 純 資 産 合 計               | 48,199,134 |
|                   |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 78,926,078 |

# 損 益 計 算 書

(令和 6 年 4 月 1 日から)  
(令和 7 年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額        |            |
|-------------------------|------------|------------|
| 売 上 高                   |            | 31,968,599 |
| 完 成 工 事 高               | 29,648,888 |            |
| 不 動 産 事 業 売 上 高         | 2,319,710  |            |
| 売 上 原 価                 |            | 26,476,823 |
| 完 成 工 事 原 価             | 25,429,728 |            |
| 不 動 産 事 業 売 上 原 価       | 1,047,095  |            |
| 売 上 総 利 益               |            | 5,491,776  |
| 完 成 工 事 総 利 益           | 4,219,160  |            |
| 不 動 産 事 業 総 利 益         | 1,272,615  |            |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |            | 2,165,088  |
| 営 業 利 益                 |            | 3,326,687  |
| 営 業 外 収 益               |            | 932,707    |
| 受 取 利 息 配 当 金           | 901,174    |            |
| そ の 他                   | 31,533     |            |
| 営 業 外 費 用               |            | 148,904    |
| 支 払 利 息                 | 141,429    |            |
| そ の 他                   | 7,475      |            |
| 経 常 利 益                 |            | 4,110,490  |
| 特 別 利 益                 |            | 820,023    |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 820,023    |            |
| 特 別 損 失                 |            | 447,100    |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 15,720     |            |
| 減 損 損 失                 | 275,818    |            |
| 環 境 対 策 費               | 155,561    |            |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |            | 4,483,413  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |            | 1,503,373  |
| 法 人 税 等 調 整 額           |            | △75,640    |
| 当 期 純 利 益               |            | 3,055,680  |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和7年5月23日

株式会社 巴コーポレーション  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人  
東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 増 田 和 年  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 道 浦 功 朗  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社巴コーポレーションの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社巴コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和7年5月23日

株式会社 巴コーポレーション  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人  
東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 増 田 和 年  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 道 浦 功 朗  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社巴コーポレーションの令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、仰星監査法人と協議を行うとともに、その監査結果の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和7年5月26日

株式会社 バコーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員 堀 切 良 浩 ㊞

常勤監査等委員 近 藤 一 樹 ㊞

監 査 等 委 員 五十嵐規矩夫 ㊞

(注) 常勤監査等委員堀切良浩、近藤一樹及び監査等委員五十嵐規矩夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

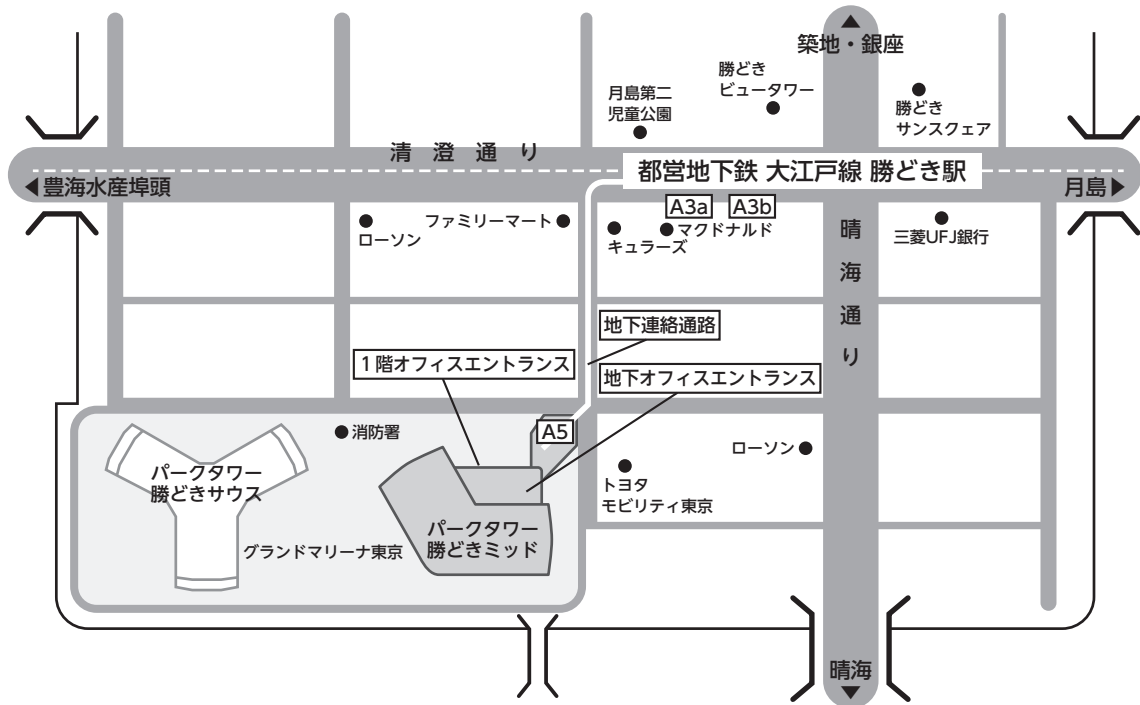
以 上

## 株主総会会場ご案内

会 場：東京都中央区勝どき四丁目6番2号 パークタワー勝どきミッド  
当社本社7階会議室

電 話：03-3533-5311(代表)

アクセス：地下鉄／都営大江戸線勝どき駅地下直結 徒歩3分



お願い：駐車場の準備がないため、車でのご来場はご遠慮ください。